

認定規模	定員数	内訳		
		実績枠	新規枠	地域ニーズ枠 (県北地域・職場復帰 支援コース)
基礎コース	157	132	10	15

認定規模	定員数	内訳	
		実績枠	新規枠
実践コース	94	74	20
介護福祉	20	20	20
デジタル	26		
IT	13		
WEBデザイン	13		
医療事務、 営業・販売・事務	24		
その他	24		

合計	251
----	-----

1. 申請に関する認定単位期間を1か月とする。
2. 1つの訓練コースに係る定員は10人から30人とする。
3. 地域ニーズ枠は、基礎コースの

(1) 県北地域とし次の地域とする。

熊谷安定所	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄出張所	本庄市、上里町、美里町、神川町
秩父安定所	秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町
行田安定所	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市のうち旧吹上町・旧川里町

(2) 職場復帰支援コースとする。
4. 地域ニーズ枠は訓練分野や新規参入か否かは問わない。ただし、職場復帰支援コース、新規参入、県北地域の順で優先認定する。
5. 介護福祉分野は新規枠のみであり、他の分野の新規参入よりも優先認定する。
6. 新規枠の余剰定員は実績枠に振替を可能とする。また、実績枠の余剰定員は新規枠に振替を可能とする。
7. 第4四半期以降、余剰定員は基礎コース・実践コース間での振替を可能とする。
8. 地域ニーズ枠の余剰定員は実績枠に振替を可能とする。
9. 実践コースの「介護福祉」「デジタル」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「医療事務、営業・販売・事務」に振替を可能とする。
10. 実践コースの「医療事務、営業・販売・事務」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「その他」に振替を可能とする。
11. 実践コースの「その他」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「デジタル」に振替を可能とする。
12. 実践コースの「デジタル」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「IT」と「WEBデザイン」間の振替を可能とする。
13. 第3四半期以降の余剰定員の繰り越しは、基礎コース・実践コース間及び実践コースの他の分野に振替を可能とする。
14. 実践コースにおいて、同一認定単位期間で同一訓練施設の複数のコースの認定は行わないこととする。ただし、計画枠内の場合は適用しない。
15. 実践コースにおいて、各四半期内(4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月)での同一訓練施設の認定は行わないこととする。ただし、計画枠内の場合は適用しない。
16. 申請の状況等に応じ、労働局と機構支部で協議の上、定員数を調整することがある。